

国営諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査
に関して検討を行う国の委員会に対する要請

潮受堤防締め切り後、平成12年のノリの不作を除き、有明海のノリ生産は増加傾向であり、今漁期は佐賀県でタイラギも豊漁となっており、諫早湾内においても、漁場環境の安定により、アサリ、カキの生産も増加が見られています。

潮受堤防の開門調査が実施されることにより以下のような重大な影響・被害の発生を憂慮しており、本県は開門調査には反対です。

○ 平成9年の締め切り以降、高潮や洪水等の被害がなく、排水樋門や河川等を閉塞した潟土の浚渫も不要になり、背後地の住民も安心して生活できるようになったにもかかわらず、排水門の開放はこのような地域住民等の安心を奪ってしまう。

○ 調整池への海水導入により環境保全型農業に取り組んでいる干拓地の農業用水に使用できず、農地では塩分遡上により作物に塩害が生じる。

○ 台風時等に、入植されている干拓農地や背後地の農地に潮風害の被害が生じる。

コメント [Y.H1]: 不安定な海況におびえながら漁期を4月まで2ヶ月間延長している結果としての枚数の増加でしかなく、したがって質も良好とは言えず、収入は減少しているのが実態。

コメント [Y.H2]: 有明海奥部の貧酸素がたまたま2年連続で弱いものに止まったからであり、来年度以降は不明。

コメント [Y.H3]: 諫早湾は有明海の中で最悪の環境である点に変わりなく、毎年貧酸素や淡水排水に起因してのアサリやカキの被害が続いている。

コメント [Y.H4]: 7mもの天端高を誇る巨大堤防なのだから、高潮被害がないのは当然であるが、旧堤防の改修でも防げていたはず。洪水被害がなくなったというのは事実に対し、99年7月に死者1名、床上浸水240戸、床下浸水471戸、全壊家屋1棟、その他損壊家屋4棟の被害を出している。この洪水の時には9万7千人諫早市民全員に避難勧告が発令されている。

コメント [Y.H5]: 背後地では閉め切り前の15年間で7回だった湛水被害が、閉め切り後の11年では17回に増えてしまった。

コメント [Y.H6]: 諫干完成で「安心」と思い込ませてきた知事らには「安全」を奪い取った責任がある。開門は、閉門時より安全をもたらすのに、知事らが不安を煽っている。

コメント [Y.H7]: アオコ毒水で栽培した野菜を作り続けるより、別水源の安全安心な水で野菜を作る方が環境保全型農業に叶っている。塩分遡上は生じない。

コメント [Y.H8]: 閉め切り後も橘湾からの潮風害があり、全国どこでも風は避けられない。どうしても受忍できないのなら実際の農作物被害額を国が補償するしかない。

○ 常時開門により排水門周辺で速い流れが発生し、ガタ土を洗掘し、諫早湾外まで濁りを拡散し、安定してきた漁場環境を破壊し、魚介類や海藻類に深刻な被害が生じる。

コメント [Y.H9]: 常時開門の前に短期・中期の開門を行い、濁りの拡散やガタ土の洗掘を防止する。

○ 仮に、常時開門を行う場合、干拓地や背後地等の防災対策工事に膨大な費用を要する。

コメント [Y.H10]: 短期開門で8億6千万、常時排水機能に見合うポンプ設置に17億8千万、それに別水源の手当費用がかかるだけであり、全く効果の上がらなかった調整池水質改善費や有明海再生事業の年額50~60億円の一部を回すだけで開門は実現する。

こうした中、去る2月23日に、赤松農林水産大臣より、「潮受堤防排水門の開門調査について、白紙の状態を検討するものとし、政府、与党の考えを委員会を設けて1、2ヶ月できらんとまとめる。」と発言されました。

長崎県としては、国営諫早湾干拓事業の推進に対して国に積極的に協力してきたところです。

現在、開門の影響等について科学的な知見を得るための環境アセスメントの手続きが進められているところである中、一方的に国の方針を見直し、開門調査に向けた検討、判断を行うことは地元住民との信頼関係を揺るがしかねないものであり、地域住民、農業者、漁業者の方々には大きな不安を惹き起こしています。

コメント [Y.H11]: ノリ第三者委以降、中長期開門調査検討会議や農水省のシミュレーション等で、開門に係る必要な知見は蓄え済みである。不足するシミュレーションがあれば、開門の第一段階と同時並行で行えばよい。

このため、下記について強く要望いたします。

コメント [Y.H12]: 地域住民や農業者も実際には開門に賛成する方が多いはず。瑞穂漁協以外の湾内漁民がなかなか声を上げられないのは、県や農政局からの補助・助成の打ち切りを恐れているにすぎず、本音は開門して漁場を改善してほしいという点にある。

記

1. 地域住民、農業者、漁業者の方々の真の実情をご理解願いたく、調査目的が不明瞭な開門調査により本県だけが影響・被害を被るようなことに決してならないよう、大臣の発言にもあったように、地元の合意なくして開門調査はできないことを確約されること。

コメント [Y.H13]: 佐賀地裁が命じたのは調査ではなく開門である。漁業被害をなくすことが開門の目的であり、調査はそれに副次的に付随するもの。

コメント [Y.H14]: 長崎県にとっては、調整池の別水源確保、湛水被害の絶えない森山・吾妻地区への排水機場設置、水不足に悩む森山地区への導水など、開門目的であれば全額国庫負担で実現できるのだから、メリットこそあれデメリットはない。

コメント [Y.H15]: 有明海にとっては、佐賀・福岡・熊本県も地元である。

2. 有明海の再生に向け、有明海の環境変化の原因解明を行うため、有明海沿岸の都市化、筑後大堰、熊本新港、ノリ養殖漁場等有明海全体の現況と客観的かつ科学的な調査分析等を行うことが不可欠である。このため、環境アセスメントの結果を待たずして、開門調査と決定することがないこと。

コメント [Y.H16]: これは開門アセスの任務ではなく、評価委等の課題である。農政局や長崎県は実証実験と称して各種の再生の試みをアセスなしに実施してきたが、まだ行われていない実証実験は開門だけである。

平成22年2月25日

長崎県知事金子原二郎
諫早市長宮本明雄
諫早湾防災干拓事業推進連絡本部長栗林英雄
諫早湾干拓推進森山位民協議会代表高橋徳男
小長井町漁業協同組合長新宮隆喜
国見漁業協同組合長酒井八洲仁
平成諫早湾干拓土地改良区理事長山岡博俊